

デートDV研究の問題点

上野 淳子

デートDV研究の問題点を論じ、それを克服する新たな方法を提案した。まず、男女二元論と異性愛主義が前提とされているが、同性カップルも考慮し「男女」や「異性」という表現を用いず調査を行うべきである。次に、暴力の加害者は男性、被害者は女性と考えられがちであるが、実態調査では身体的暴力と精神的暴力で女性の加害、男性の被害が多いという結果も出ている。ただ、この結果をもってジェンダーと加害、被害の関係を判断すべきでない。暴力の本質は支配—被支配関係にあり、暴力とされる言動の頻度で一概にデートDVの加害、被害は論じられない。暴力の内容と頻度に加え、それがどのように支配—被支配関係の確立と維持に影響したかという心理的結果に着目し、暴力の程度を捉えるべきである。そのためには、暴力の内容と頻度のみを測定する現在のデートDV尺度は不十分であり、支配—被支配関係も同時に捉える新たなデートDV尺度の開発が望まれる。暴力とみなされにくい精神的暴力の内容と影響力に配慮し、被害者の被支配の程度で暴力を判断するモラル・ハラスメントの概念を参考として尺度を開発し、デートDVの実態とメカニズムを検証する必要がある。

キーワード：デートDV、支配—被支配関係、精神的暴力、モラル・ハラスメント、ジェンダー
Keywords: dating violence, dominant relationship, psychological violence, moral harassment, gender

1. 問題と目的

近年、交際期間におけるパートナー間の暴力、すなわちデートDV (dating violence) への社会的関心が高まっている。内閣府男女共同参画局 (2012) によると、「交際相手からの暴力（デートDV）」という言葉を知っている者は6割を超えており、デートDVは、配偶者もしくは元配偶者間の暴力であるDV (domestic violence) の予備軍であり、DV予防の観点からも対策が急がれる。2001年に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法) は、デートDVが社会的に問題となったことを受け2013年に改正された。法律名は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」と改められ、新たに交際相手からの暴力も対象となった。しかし、それは「生活の本拠を共にする」交際相手もしくは元交際相手(つまり、事実婚と同様の状態である(あった)が、事実婚と異なるのは婚姻の意思がないだけという関係性)に限られ¹⁾、また配偶者からの暴力と全く同一に対象とするのではなく「準用」にすぎない。準用であることで実質的な違いはなく、実際には適用と同様の効果が生じるとしているもの(内閣府男女共同参画局, 2013)、対象者を限定したことでデートDVのうちこの法律でカバーされるケースはごく一部となり、デートDV防止、対策の体制は未だ不十分と言わざるを得ない。

デートDV対策の推進にはその実態解明が欠かせないが、デートDVがどの程度見られるかについても調査によって1割から5割とかなりの開きがある（伊田, 2010）。その原因是デートDVの定義や方法が異なることにあり、デートDVとは何かという共通認識と研究方法を確立する必要がある。本研究の目的は、デートDV研究における問題点を検討し、今後の研究における有用な視点を提案することである。まず、デートDVを男女間のものに限る問題点を指摘する。次に、デートDVの実態調査から明らかになった問題を通し、暴力とは何かを検討する。そして、現在のデートDV尺度が関係性における暴力を把握するには不十分であることを指摘し、デートDVの本質とそれを把握する新たな方法を提案する。

2. デートDVにおける男女二元論と異性愛主義の問題

従来、デートDVに限らずDV研究も、男女二元論と異性愛主義に立脚したものがほとんどである。例えば、交際相手やパートナーといった場合それは男女のペアを前提としており、わざわざ「異性とのつきあい」や「男女間の暴力」と明記した上で調査することも一般的である。しかしながら、性別はそもそも多様であり、恋愛も異性愛とは限らない（上野, 2008）。恋愛や結婚は男女間のもので、そこで起きる暴力も男女間の問題である、という姿勢は問い合わせ直す必要がある。同性婚やそれに準じるパートナーシップ制度が日本では認められていない現状では、婚姻関係を前提とするDVの概念は男女間のものにならざるを得ない事情はあろう。しかし、パートナー間は男女間に限られるわけではなく、同性カップルも考慮した研究を行う必要があり、デートDV研究においては特にこの視点を欠いてはならない。実際に海外では、ゲイ、レズビアン、バイセクシュアルのパートナー間暴力の実態調査が行われており、同性カップル間にも広く暴力が見られること（Letellier, 1994; Lochhart et al., 1994; McClennen et al., 2002）、デートDVの生起しやすさはどのセクシュアル・オリエンテーションでも違いはないが（Freedner et al., 2002）、受ける暴力の種類には違いもあること（Freedner et al., 2002; Waldner-Haugrud & Gratch, 1997; Waterman et al., 1989）などが明らかにされている。日本においても、今後の調査では「男女」「異性」といった文言を用いることなく、多様なジェンダー・アイデンティティやセクシュアル・オリエンテーションに配慮した上で、親密なパートナー間における暴力の様態を捉えられるよう工夫すべきである。男女二元論と異性愛主義にとらわれない研究は、暴力の理解やその理論化に大きく資する（Baker et al., 2013; Letellier, 1994）。

また、男女二元論と異性愛主義がもたらすもう一つの問題として、暴力の加害者を男性、被害者を女性と固定化して捉えることがある。例えば、デートDVの事例研究では女性被害者のみを対象としている（藤田・米澤, 2009; 武内・小坂, 2011）。内閣府の調査では異性から無理やり性交された経験について女性しか調査されていない（内閣府男女共同参画局, 2012）。果たしてこの認識は正しいのだろうか。確かにDVの実態調査では、加害者は男性が多く、被害者は女性が多いことが示されている。警察庁生活安全局生活安全企画課（2013）によると、2012年の配偶者からの暴力事案における被害者の内訳は男性5.4%、女性94.6%であり、圧倒的に女性が多かった。これは警察が介入するほどの激しい暴力に限っての結果だが、その他の暴力に関しても同様である。内閣府男女共同参画局（2012）の2011年度調査では、配偶者から暴力を受

けた経験がある者は女性32.9%、男性18.3%、「身体的暴行」は女性25.9%、男性13.3%、「心理的攻撃」は女性17.8%、男性9.5%、「性的強要」は、女性14.1%、男性3.4%であった。男性の被害も無視できない数値ではあるが、いずれにおいても女性の被害の方が多かった。同じことがデータDVにも言えるのだろうか。次で詳しく検討する。

3. データDVは男性が加害者、女性が被害者か

上述した内閣府男女共同参画局（2012）の調査ではデータDVも取り上げられている。10歳代から20歳代の頃の交際相手から「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「性的強要」のいずれかを受けたことがある者は女性13.7%、男性5.8%であった。内訳は、「身体的暴行」が女性8.3%、男性3.6%、「心理的攻撃」が女性7.5%、男性3.6%、「性的強要」が女性6.5%、男性1.0%であった。ただし、この調査は20代以上を対象としており、回答者の40%を60代以上が占めていた。データDV経験率は若いほど高い傾向が見られるため、20代、30代に限ってその経験率を算出したところFigure1に示した結果となった。20代、30代では男性の10%前後、女性の23%程度にデータDVの経験があり、いずれの種類の暴力も女性の被害が多いことが示された。

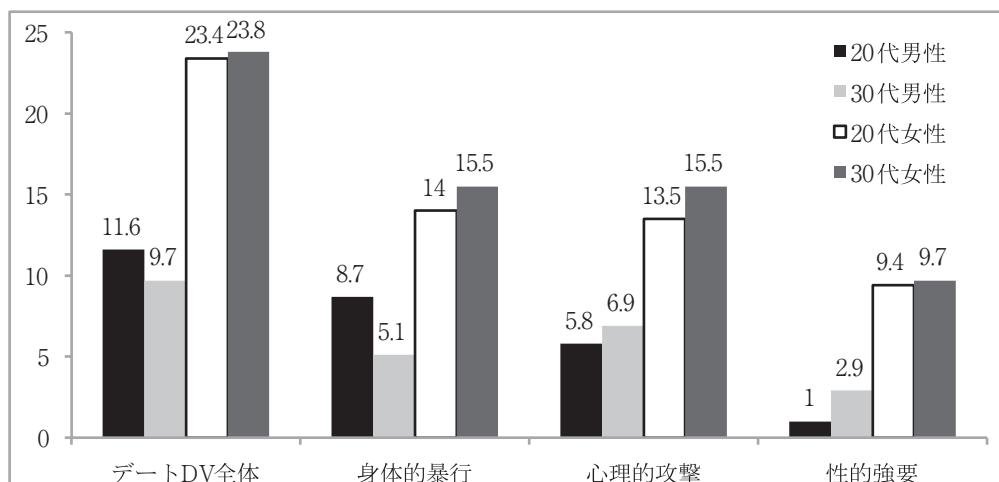


Figure1 20代、30代における10～20代時の交際相手からのデータDV経験率

（総務省統計局「平成23年度男女間における暴力に関する調査集計結果統計表」

（http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&tclassID=000001026088&cycleCode=0&requestSender=dsearch）より作成）

しかし常にこのような結果が得られるわけではない。暴力の種類によっては男性の被害が女性よりも多いことを示した調査もある。日本性教育協会が2005年に行った若年層の調査（土田, 2007）によると、恋人からのDV経験率は「身体的暴力」で男子が、「いやな性的行為」と「無理やりセックス」で女子が高く、「つきあいチェック」は高校生で男女ほぼ同率であるが、大学生では男子が高かった（Figure2）。さきほどの内閣府男女共同参画局（2012）の調査結果と異なる原因は2つ考えられる。まず、暴力のレベルが異なることである。精神的暴力にあたる

項目「つきあいチェック」は、内閣府男女共同参画局（2012）の心理的攻撃「精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫を受けた」よりも明らかに暴力のレベルが低い。よって、深刻なレベルの暴力になると女性の被害が多く、より軽いレベルの暴力では男性の被害が多くなる可能性がある。2つめの原因是、調査対象者の年齢の違いである。恋愛の低年齢化、恋愛行動における性役割の差が縮まりつつあることなどにより（上野, 2008）、より若い世代で男性がデートDVの被害に遭いやすくなっているのかもしれない。ただし、後に詳しく述べるが、暴力の軽重や男性のデートDV被害については慎重に判断する必要があり、上にあげた原因も可能性にすぎない。

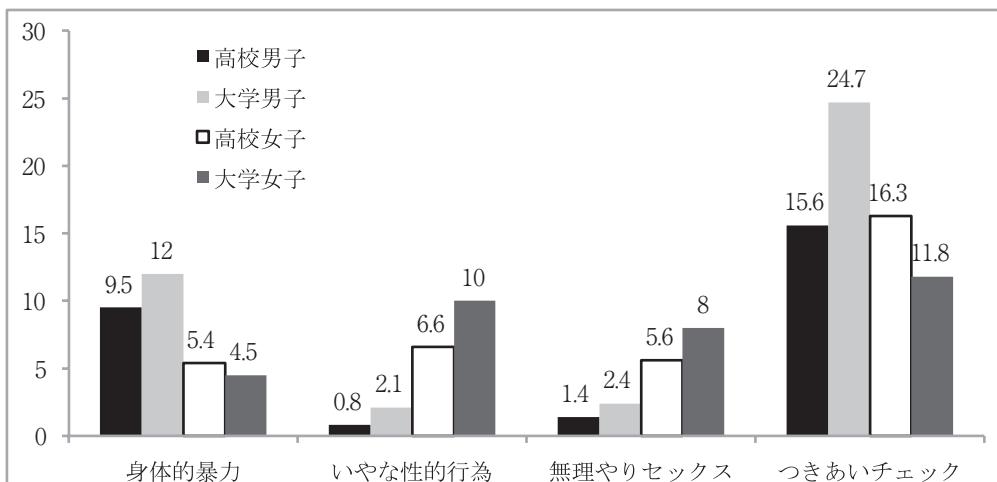


Figure2 高校生・大学生のデートDV経験率

(土田, 2007 より作成)

以上の調査はデートDVの被害経験があったかなかったかを尋ね、全体に占める割合を算出したものであるが、その他にデートDV加害・被害の経験頻度を尺度化するなど数値に換算し、男女で有意差を検討する方法もある。最も有名で国際比較研究でも用いられている尺度はStraus et al. (1996) のCTS2 (the conflict tactics scale revised) である。これは、「パートナーを侮辱し、ののしる」(精神的攻撃)、「パートナーを蹴ったり噛み付いたり殴ったりする」(身体的攻撃)、「パートナーにセックスすることを強いる」(性的強制)などの項目に対し、それらの暴力の回数を「1回」、「2回」、「3～5回」、「6～10回」、「20回以上」、「最近1年にはなかったが、それ以前にはあった」、「過去一度もなかった」の8段階で評定する。日本における様々な研究でもデートDV経験を量的に測定する同様の手法が用いられており、そのようにして得られたデート尺度得点もしくはデートDV項目得点に有意な性差があるか検討した研究をまとめたものがTable1である。異性愛主義の問題点は既に述べたが、異性との交際に限定して質問している研究があること、そうでない場合も異性との交際にについての回答が多いと考えられることから、以下は加害、被害を男女間の関係に対応させて考察する。

Table1を詳細に検討すると、そもそも性的暴力に特化した経験を検討していない森永ら(2011)を除き、全ての研究で性的暴力は男性加害、女性被害の構図であるが、他の種類の暴力ではその構図は崩れる。身体的暴力では一貫した結果が得られていない。有意差が見られない研究(井ノ崎・野坂, 2009; 森永ら, 2011)もあれば、男性加害(松野・秋山, 2009)、女性被害(小泉・吉武, 2008)の構図を示す研究、それとは逆に男性被害(松野・秋山, 2009; 上野ら, 2012)が多いことを示す研究もある。精神的暴力では、井ノ崎・野坂(2009)で性差が見られず、松野・秋山(2009)は男性の加害が多いという結果であるが、その他の研究においては女性加害(小泉・吉武, 2008; 森永ら, 2011)、男性被害(松野・秋山, 2009; 森永ら, 2011; 上野ら, 2012)の構図が見られる。

Table1 デートDV加害・被害経験の男女差

	調査対象者	加害経験	被害経験
井ノ崎・野坂(2009)	大学生	性行為の強要 男性 > 女性	
小泉・吉武(2008) ²⁾	大学生 専門学校生	精神的暴力 男性 < 女性 性的暴力 男性 > 女性	身体的暴力 男性 < 女性 性的暴力
松野・秋山(2009)	大学生	身体的暴力 精神的暴力 性的暴力 経済的暴力	身体的暴力 精神的暴力 経済的暴力
森永ら(2011)	大学生 大学院生	言語的攻撃 男性 < 女性	言語的攻撃 男性 > 女性
上野ら(2012)	大学生 短期大学生	性的暴力 交友監視 男性 > 女性	身体的暴力・脅迫 精神的暴力 男性 > 女性

つまり、データDVの研究においては、必ずしも男性が加害者であり、女性が被害者であるという結果は得られていない。特に身体的暴力や精神的暴力では、女性が加害者であり男性が被害者であるという結果がいくつかの研究に共通して見られる。これは日本における研究に限ったことではなく、海外における研究でも、性的暴力では男性加害者、女性被害者が一般的だが、その他の暴力には男女とも被害者・加害者として関わっていることが明らかとなっている(White et al., 2001)。穏やかな暴力や言語的な暴力を含めると、女性の方が暴力を多用しているという指摘さえもある(Frieze, 2005)。女性が男性に加害を与えるという構図をどのように解釈すべきなのか。それには、そもそも何を暴力とみなすかという定義の問題、親密な関係性における暴力の本質という問題をまず考える必要がある。

4. 何を暴力とみなすか

暴力とは一般に相手を傷つける行動や言葉そのものを指す。調査でデータDV経験を尋ねる際も、暴力にあたる言動をあげ、その加害、被害経験の有無や頻度を尋ねる方法が用いられている。どのような言動をあげるかは研究によって違いがあり、その違いが研究によって経験率

や点数化された経験頻度が異なるという結果を生む。しかし、より問題なのは、言動のみに着目し、そのような言動があればすなわちデートDVであると一律に判断することである。伊田（2010）は、デートDVを「特に恋愛関係における二者のあいだ（別れた恋人を含む）の支配／被支配関係、虐待状況、主体性の侵害」と定義し、デートDVの本質は暴力とされる言動そのものではなくそれが生み出す支配的な関係性だと指摘している。つまり、暴力とされる言動の存在はもちろん重要であるが、それが生み出した心理的結果に着目してデートDVかどうかを判断する、あるいはデートDVの加害、被害の程度を判断することが妥当だということになる。

このような観点からは、身体的暴力および精神的暴力で女性の加害が多く、男性の被害が多いという結果に懐疑的な姿勢が取られる。恋愛関係において女性は主体性、攻撃性を抑圧され、男性に従属的となるジェンダー役割が存在するため（赤澤, 2008; 上野, 2008; 村瀬, 2006; White et al., 2001）、女性の暴力が支配—被支配関係の構築に与しない可能性がある。特に女性がふるう身体的暴力は身体的にも精神的にも相手に与えるダメージが少ないと予想されるため、暴力の頻度が加害、被害の大きさに結びつかないと考えられる（赤澤ら, 2011）。暴力の目的が男女で異なっており、女性は自衛のために攻撃するが、男性は恐怖を与えたり威圧するため攻撃を行うという複数の研究結果も（White et al., 2001）、暴力の頻度だけで誰がデートDVの加害者か判断する危険性を示している。伊田（2010）は「重いDV」と「軽いDV」が存在し、「重いDV」は男性が加害者であることが圧倒的だとし、男性も被害を受けているという論調には注意すべきと述べている。

女性がさまざまな「一見DV的な言動」を取っていても、男性がそこに恐怖感などを感じておらず、支配から逃れようと思えば逃れられるような状況ならば、DVとは言えないだろう（伊田, 2010, p.208）

もちろん、支配—非支配関係という観点からも女性が加害者、男性が被害者となっているケースはあるだろうし、そのようなケースが若年層で増えている、という可能性も否定はできない。ここで言いたいのは、これまでの研究結果に基づいて「デートDVでは女性の加害者も多い、もしくは女性の加害者こそが多い」と短絡的に結論づけるべきでない、ということである。

また、支配—被支配関係という心理的影響に着目してデートDVを捉えるならば、暴力の内容で「重いDV」と「軽いDV」を判断することにも慎重でなければならない。例えば、精神的暴力、なかでも「怒鳴る」などのように直接的な攻撃ではない「交友の監視や制限」³⁾といったものは、「愛情の証」、「付き合っていれば当然」などと暴力としてさえ認識されにくい。例え暴力として認められたとしても、身体的暴力や性的暴力よりも軽いと断じられる傾向がある。だが、それは個々の関係性の中でそれらの暴力がどのように用いられ、支配—被支配関係の形成と維持に関わっているかを検討して判断されるべきである。

5. モラル・ハラスメントと支配—被支配関係

精神的暴力と同等の意味で用いられ、その重大さを明らかにしたものとして、モラル・ハ

ラスマント (moral harassment) の概念がある。フランスの精神科医Hirigoyenが提唱したモラル・ハラスマントは、ありふれたように見えるが受け取る相手に悪影響のある言動を暴力として定義したものである (Hirigoyen, 1998)³⁾。モラル・ハラスマントの本質は相手を傷つけ支配する精神的暴力であり、職場におけるパワー・ハラスマント (power harassment) としても問題にされるが、夫婦間における加害、被害の様態、特に夫から妻への加害を表現するために使用されることが多い (例えば橋本ら, 2007; 谷本, 2012)。「嫌がらせ」と訳されるハラスマント (harassment) と「暴力」と訳されるバイオレンス (violence) ではその重大性に違いがあるようと思われるが、モラル・ハラスマントとDVにおける精神的暴力の違いを検討した鈴木 (2007) は、DVの精神的暴力にモラル・ハラスマントは包含されるとしており、モラル・ハラスマントはやはり暴力なのである。むしろハラスマントと表現することによって、暴力とまで表現されると受け入れられにくいかに相手を精神的に傷つけ、ひいては身体的不調をも引き起こす言動があること、それは許容されるものではなく加害—被害関係、支配—被支配関係として問題視されるべきであることをわかりやすく世に示したと言える。なお、Hirigoyen (1998) はモラル・ハラスマントに「支配の段階」と「暴力の段階」があるとしているが、調査研究や臨床実践においてはどちらの段階であるかが区別されることなく、支配と暴力が一体のものとして捉えられている (モラル・ハラスマント研究を概観したものとしては梶原ら, 2012; 鈴木, 2007)。もともとモラル・ハラスマントに限らずあらゆるハラスマントの概念では、ハラスマントかどうかの判断は行為そのものではなく受け取る側、つまり被害者の意識で決まるとされる。したがってモラル・ハラスマントのチェックリストも、ハラスマントの言動ではなくその結果である支配—被支配関係、その関係性における被害者の意識状態に焦点を当てている (谷本, 2012; Table2)。

このように、加害者側の行為だけではなく被害者側の心理状態に着目し、加害者と被害者の関係性がまさに支配—被支配関係であるかを判断の指標とすることは、データDV研究においても有用な視点であろう。なお、データDV防止教育の実践家である伊田 (2011) も、「DV関係」とグレーディングにあたる「DV的な関係」を見極めるためのチェックリストを示している。リストの内容には加害者の言動に関するものも含まれているが (「暴力的言動 (身体的暴力、大声、怒るなど) がある」、「Aは、ひっきりなしに、Bにメールか電話をする」など)、谷本 (2012) のチェックリストと同様に支配—被支配関係にあるかどうかを把握するためのものも含まれている (「Bは、Aの顔色をうかがいながら話している」、「別れる自由がない」など)。ただし、「自由、自己決定、主体性がないように感じる」、「楽しさ、喜び、元気がない」など、データDVが原因でなくても起こりうる状態の項目も混在しているため、パートナーとの関係性を把握するものとしては不十分である。パートナーからの暴力が存在し、それが原因で恐怖、落ち込み、自由のなさなどを感じているが、パートナーからの暴力を恐れて意見を主張できずその関係性から抜け出せない、といったパートナーとの支配—被支配関係に焦点をあてた項目を精選する必要がある。

実態調査で用いられたデータDV尺度の中にも、パートナーとの関係性に焦点をあてたものはある。藤田・米澤 (2009) の作成したデータDV尺度は、「恋人との平等な関係」 (「何かを決

めるとき、恋人との力関係は、「平等だ」など)、「恋人との不平等な関係・性と束縛の関係」(「恋人が望むなら、自分は嫌でも、ポルノのまねをしなければと思う」など)、「寂しさ・無力感」(「恋人といても、ふと、孤独感を感じることがある」など)、「交友関係の自由度」(「恋人には、何でも話せる同性の友人がいる」など)の4因子から成っている。しかしこの尺度には性的暴力に関する項目がわずかに含まれる以外は暴力に関する項目がなく、パートナーとの関係性も支配—被支配とは異なる内容の項目が多く、そもそもデートDVを測定する尺度とは言いがたい。

Table2 谷本(2012)によるモラル・ハラスメントのチェックリスト

-
1. パートナーの言うことは絶対だと自分に言い聞かせ、たとえ間違っていると思っても、それを言えない。
 2. 自分の思いをパートナーに伝えようとすると非常に疲れる。いつの間にか諦めて、何も言わなくなってしまった。
 3. パートナーがそろそろ帰ってくると思うと、緊張てきて気分が重くなる。
 4. パートナーの機嫌を損なわないように、自分はなんでも我慢したり遠慮したりしてしまう。機嫌を損なうなら、我慢した方がましだと思っている。
 5. 「自分がどう思うか」より、「パートナーがどう思うか」に神経をすり減らす。
 6. 仕事であっても、やむをえない事情があっても、帰宅時間や待ち合わせ時間が遅くなって、パートナーが先に待っていると思うとハラハラする。
 7. 自分は楽しかったのに、パートナーが不快そうに見えると、自分も楽しくなくなってしまう。
 8. セックスを自分から断ることができない。
 9. パートナーを怒らせないように、機嫌を損なわないようにと、子どもの行動まで制限してしまう。
 10. 他人(実家)などに隠し事が増え、周囲にパートナーとの関係について相談しなくなった。
 11. 気がついたら、相手の言動の理由を自分にばかり探すようになっている。
 12. パートナーや家族との生活の中で自然な怒りを出せなくなり、自分の気持ちがわからなくなったりした。また、気持ちの切り替えや整理ができなくなり、反射的に反応してしまうことが増えた。
 13. 何事もひとりで決めてはいけないと思うようになった。
 14. 自分が他人に必要とされていると感じたり、自分がかかわれる問題が周囲に生じたりすると、気持ちが高まって生き生きとしてくる。
-

谷本(2012)および伊田(2011)のチェックリストは信頼性、妥当性の検討を経て尺度化されたものではない。あくまでモラル・ハラスメントやデートDVの被害者が自分のおかれた状況に気づくきっかけとして用いることを目的としており、いずれもチェックリストのみでモラル・ハラスメントやデートDVかは判断できないとしている。信頼性、妥当性が求められるデートDV研究においては、支配—被支配関係を量的に測定する尺度項目および暴力の内容と頻度を測定する尺度項目の双方を用いて量的分析を行えるようにすることが必要であろう。

6. これからのデータDV研究

これまで述べてきたように、データDV研究は様々な改善すべき問題を抱えている。最後に、本研究で論じた問題点とその解決策を振り返り、これからのデータDV研究に必要な視点を整理する。

本研究ではまず男女二元論と異性愛主義の問題を論じた。この解決のためには、調査時の文言を異性愛に限ったものにせず、恋愛関係にある親密なパートナー間の関係性とそこに見られる暴力を把握する必要がある。

性的暴力は一貫して男性の加害が多く女性の被害者が多いが、身体的暴力や精神的暴力は女性の加害、男性の被害が多いという研究結果も見られることについては、暴力のレベルや年代による加害—被害関係の変化も考慮しつつ、支配—被支配関係に着目して暴力を判断する必要性を論じた。もちろん、支配—被支配関係だけを捉えるのでは不十分である。実際にどのような暴力が行われている（いた）のか、それが関係性にどのように影響を与えていたり、同時に把握し、暴力のメカニズムを明らかにする必要がある。身体的暴力が頻繁に行われているようであっても、暴力の程度は軽く叩く程度であり、お互いに恐怖心がなく、別れたければ別られる関係性はデータDVとは言いたい。対照的に、あからさまではないが継続的な精神的暴力によって巧妙に支配—被支配関係が築かれており、被害者が恐怖心によってその関係から逃れられない状態はまさにデータDVである。また、たった一度の暴力であっても、それが決定的な役割を果たし、支配—被支配関係が強固に確立されるというケースも考えられる。よって、従来の研究で用いられてきたように暴力の内容、頻度、相互性を捉えつつ、それとは別にパートナーとの支配—被支配関係、特に被害者の被支配の程度（恐怖心、主体性のなさ、逃れられない程度など）を把握するための質問項目を含んだ新たなデータDV尺度の開発が望まれる。その際は研究によって内容が異なる暴力とされる言動を整理し、様々な種類の暴力を網羅することが必要であろう。例えば竹内（2013）は、データDV研究で取り上げてきた暴力行為を精査し、精神的暴力を「孤立させる（行動の制限、監視、家族・友人の否定）」、「相手を服従させる（こわがらせる、脅迫、責任転嫁）」、「自尊心を失わせる（個性の否定、無視、尊厳を傷つける）」に分類している。このように、明確な暴力だけではなく曖昧な、しかし支配—被支配関係に作用する暴力への目配りが重要である。特に、激しい暴力よりも精神的暴力のほうが広く行われており、また激しい暴力は精神的暴力を伴うことからも（Frieze, 2005）、精神的暴力の影響力を軽視せず、他の種類の暴力との関係にも注意を払うべきであろう。

以上のように、異性愛主義と男性加害、女性被害の構図を見直し、暴力の本質を捉える方法を確立することによって、データDVの実態とメカニズムが明らかにされるだろう。ジェンダーによる被害・加害の程度やメカニズムの違いもその上で検討されるべきである。上野ら（2012）では、男性のデータDV被害のメカニズムを明らかにできなかったが、それは従来のモデルが男性加害、女性被害という構図を念頭にしたものであり、男性のデータDVに適したものではなかったという可能性と、そもそも行動の影響力ではなく頻度によってデータDVを判断する方法の問題があったと考えられる。データDVの量的な研究方法が確立され、それによって得られた知見が臨床での援助や予防教育に効果的に活用される日が待たれる。

注

- 1) 事実婚は法律婚と同様に従前のDV防止法でも対象とされていた。
- 2) 小泉・吉武（2008）では、「身体的暴力」「精神的暴力」「性的暴力」といった用語は用いられていないが、ここでは項目の内容を総括してそのように表現した。
- 3) こういった種類の暴力は社会的暴力とも呼ばれる。
- 4) 加藤（2013）は「美德による支配」というHirigoyenとは異なる意味でモラル・ハラスメントを用いているが、一般的にはモラル・ハラスメントはHirigoyenの定義に沿ったものを指す。

引用文献

- 赤澤淳子 2008 恋愛とジェンダー 青野篤子・赤澤淳子・松並知子（編） ジェンダーの心理学ハンドブック ナカニシヤ出版, 112-130
- 赤澤淳子・井ノ崎敦子・上野淳子・松並知子・青野篤子 2011 衡平性の認知とデートDVとの関連 仁愛大学研究紀要（人間学部篇）, 10, 11-23
- Baker, N.L., Buick, J.D., Kim, S.R., Moniz, S., & Nava, K.L. 2013 Lessons from examining same-sex intimate partner violence. *Sex Roles*, 69, 182-192
- 藤田絵理子・米澤好史 2009 デートDVに影響を及ぼす諸要因の分析とDV被害認識の明確化による支援の試み 和歌山大学教育実践総合センター紀要, 19, 9-18
- Freedner, N., Freed, L.H., Yang, Y.W., & Austin, S.B. 2002 Dating violence among gay, lesbian, and bisexual adolescents: results from a community survey. *Journal of Adolescent Health*, 31(6), 469-471
- Frieze, I.H. 2005 Hurting the one you love: Violence in relationships. Belmont, CA: Thomson Wadsworth.
- 橋本智子・谷本恵美・矢田りつ子・熊谷早智子・水野紀子 2007 Q&Aモラル・ハラスメント～弁護士とカウンセラーが答える見えないDVとの決別 明石書店
- Hirigoyen, M.F. 1998 Le harclement moral: La violence perverse au quotidien. Paris: La Découverte et Syrons. (高野 優（訳） 1999 モラル・ハラスメント～人を傷つけずにはいられない 紀伊国屋書店)
- 伊田広行 2010 デートDVと恋愛 大月書店
- 伊田広行 2011 ストップ! デートDV～防止のための恋愛基礎レッスン 解放出版社
- 井ノ崎敦子・野坂祐子 2009 大学生における加害行為と攻撃性との関連 学校危機とメンタルケア, 2, 73-85
- 梶原朋香・梶原京子・忠津佐和代・新山悦子・永井純子・宮崎久美子・奥田紀久子 2012 「モラル・ハラスメント」に関する文献研究 看護・保健科学研究誌, 12(1), 131-142
- 加藤諦三 2013 モラル・ハラスメントの心理構造～見せかけの愛で相手を苦しめる人 大和書房
- 警察庁生活安全局生活安全企画課 2013 平成24年中のストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の対応状況について (<http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/24DV.pdf>)
- 小泉奈央・吉武久美子 2008 青年期男女におけるデートDVに関する認識についての調査 純心現代福祉研究, 12, 61-75
- Letellier, P. 1994 Gay and bisexual male domestic violence victimization: Challenges to feminist theory and responses to violence. *Violence & Victims*, 9(2), 95-106
- Lochhart, L. L., White, B. W., Causby, V., & Isaac, A. 1994 Letting out the secret: Violence in lesbian relationships. *Journal of Interpersonal Violence*, 9, 469-492
- 松野 真・秋山 肇 2009 若年層における特定異性間の暴力（dating violence）に関する研究～大学生を対象としたdating violenceに関する意識・実態について 生活科学研究, 31, 117-128

- McClenen, J.C., Summers, A.B., & Daley, J.G. 2002 The lesbian partner abuse scale. *Research on Social Work Practice*, 12(2), 277-292
- 森永康子・Irene H. Frieze・青野篤子・葛西真記子・Manyu Li 2011 男女大学生の親密な関係における暴力 女性学評論, 25, 219-236
- 村瀬幸治 2006 恋人とつくる明日 十月舎
- 内閣府男女共同参画局 2012 男女間における暴力に関する調査 (http://www.gender.go.jp/e-vaw/chousa/h24_boryoku_cyousa.html)
- 内閣府男女共同参画局 2013 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律について (<http://www.gender.go.jp/e-vaw/law/dv2507pdf/dv05.pdf>)
- Straus, M.A., Hamby, S.L., Boney-McCoy, S., & Sugarman, D.B. 1996 The revised conflict tactics scales (CTS2). *Journal of Family Issues*, 17(3), 283-316
- 鈴木由美 2007 夫婦間のモラル・ハラスメントの研究～日本における精神的暴力の行方 日本ウーマンズヘルス学会誌, 6, 37-45
- 武内珠美・小坂真利子 2011 デートDV被害女性がその関係から抜け出すまでの心理的プロセスに関する質的研究～複線経路・等至性モデル (TEM) を用いて 大分大学教育福祉科学部研究紀要, 33(1), 17-30
- 竹内友里 2013 デートDVにおける暴力の構造～頻度とダメージの観点から 仁愛大学大学院人間学研究科修士論文 (未公刊)
- 谷本恵美 2012 カウンセラーが語るモラルハラスメント～人生を自分の手に取りもどすためにできること 晶文社
- 土田陽子 2007 青少年の性的被害と恋人からのDV被害の現状と特徴 日本国性教育協会 (編) 「若者の性」白書～第6回青少年の性行動全国調査報告 小学館, 121-144
- 上野淳子 2008 セクシュアリティ 青野篤子・赤澤淳子・松並知子 (編) ジェンダーの心理学ハンドブック ナカニシヤ出版, 149-166
- 上野淳子・松並知子・青野篤子・赤澤淳子・井ノ崎敦子 2012 大学生の性に対する態度がデートDVに及ぼす影響 四天王寺大学紀要, 53, 111-122
- Waldner-Haugrud, L.K. & Gratch, L.V. 1997 Sexual coercion in gay/lesbian relationships: Descriptives and gender differences. *Violence & Victims*, 12(1), 87-98
- Waterman, C. K., Dawson, L. J., & Bologna, M. J. 1989 Sexual coercion in gay and lesbian relationships: Predictors and implications for support services. *Journal of Sex Research*, 26, 118-124
- White, J. W., Donat, P. L. N., & Bondurant, B. 2001 A developmental examination of violence against girls and women. In R. K. Unger (Ed.), *Handbook of the psychology of women and gender*. New York: John Wiley & Sons. (尾田貴子 (訳) 2004 女の子および女性に対する暴力の発達的検討 森永康子・青野篤子・福富 譲 (監訳) 女性とジェンダーの心理学ハンドブック 北大路書房, 406-421)

